

身体拘束等適正化のための指針

病院における身体拘束等適正化に関する基本的考え方

病院では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、常に身体拘束等適正化に向けた意識を持ちながら支援する。また、身体拘束等を実施する際は、安全確保の目的で、やむを得ない場合にのみ行う。そして、その必要性を慎重に判断し、家族にできる限り説明して実施するように努める。その制限は状況に応じて、効果的な方法で、必要最小限度（最も制限の少ない方法、短い期間）になるようにする。

《身体拘束の定義》

「衣類または綿入り帯などを使用して一時的に該当患者の身体拘束を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう」

1. 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他の入院患者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、身体拘束等適正委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクが高い場合で、「切迫性」・「非代替性」・「一時性」の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明・同意を得て行う。また身体拘束を行った場合は、その状況についての看護記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除するよう努力する。

○緊急や無得ない場合に該当する3要件の確認

- | | |
|--------|---|
| 【切迫性】 | 患者本人または、ほかの患者の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと |
| 【非代替性】 | 身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代替する看護（介護）方法がないこと |
| 【一時性】 | 身体拘束、その他の行動制限が一時的なものであること |

2. 身体拘束を原則として行わないための取り組み

- (1) 身体拘束等適正化に関する指針の見直し
- (2) 身体拘束等の実施状況についての検討・確認
- (3) 身体拘束等の代替案、拘束解除に向けての検討
- (4) 職員全体への教育、研修会の実施

3. 身体拘束等適正化のための体制

身体拘束等は極めて非人道的な行為であり、人権侵害、QOL低下を招く行為であることを考え、患者の生命または身体を保護するためのやむを得ない場合に限り、医師、看護師、担当看護師（夜間休日においては医師、担当看護師）など、複数の担当者で適応の要件を検討、アセスメントし、医師が決定する。